

更新：2022年4月1日

作成：2013年3月1日

UBE株式会社

購買・物流部

UBEグループサステナブル調達ガイドライン

UBEグループは、株主をはじめ顧客・取引先・社員・地域社会等さまざまなステークホルダーからの信認獲得に努めるべく様々なサステナビリティ活動に取り組み、サプライヤーであるお取引先様を含めたサプライチェーン全体において、社会的信頼性を高めるため、サステナブル調達を推進しています。

この度、より具体的な内容に見直しました「UBEグループサステナブル調達ガイドライン」を、お取引先様とともに取り組み、当社グループを含めたサプライチェーン全体の更なるレベルアップを目指しますので、お取引先様に対し、以下の内容の取り組みをお願いします。なお、お取引先様の取り組み状況につき定期的に調査させていただき、レベルアップにつなげていきたいと考えています。

1. サステナビリティ推進のための社内体制

- ① サステナビリティを推進するための「企業理念」「経営基本方針」「行動指針」等を整備する。
- ② 社内にサステナビリティを推進する組織体制を確立する。
- ③ サステナビリティや環境に関する報告書を作成・公表する。

2. 安定供給の確保、品質

- ① 平常時から、災害・事故等の不測の事態が発生した場合に備え、リスク管理体制を確立し、全社員に周知する。
- ② BCP（地震や新型インフルエンザ等の緊急事態が発生した場合に備えて事業を継続するための計画を予め定めておくこと）を構築し、全社員に周知する。
- ③ 製品安全性を確保する評価・試験を行い、トレーサビリティが可能である。また、ISO9000等の品質マネジメントシステムを取得する。

3. 企業倫理、法令・社会規範の遵守と公正な取引

- ① 事業活動に適用される様々な法令・条例・政府通達・ルールを遵守する。
（会社法、独占禁止法、下請法、労働関連法規、環境関連法規等）
- ② 違法行為に関する内部通報制度を整備する。
- ③ 不適切な利益供与・受領を禁止する。
- ④ 反社会的勢力（個人・団体）に対する取引を禁止する。
- ⑤ 取引先との公正な取引を行う。

4. 環境への配慮

- ① ISO14001等の外部認証取得など環境マネジメントシステム（組織体制、計画的活動、責任分担など環境活動を推進するための全般的な管理の仕組み）を構築・運用し、継続的改善に取り組む。
※環境活動：環境方針作成、方針に従った施策を実践、環境保全に対してPDCAサイクルを回す
- ② 産業廃棄物は所在国の法令等に従い適切に管理・処分し、事業活動の全てにおいて3R（リデュース：削減、リユース：再使用、リサイクル：再資源）を推進するとともに、資源化等により最終廃棄物の削減を実行するための自主目標を設定し、また継続的に削減する。

- ③ 省資源・省エネルギーを実行するための自主目標を設定し、また継続的に資源・エネルギーを有効活用する。
- ④ 温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素等）の排出量削減を実行するための自主目標を設定し、また継続的に削減する。
- ⑤ 水資源の適正かつ効率的な利用により、使用量の継続的な削減を図る。また人の活動および環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環へ配慮する。
- ⑥ 生物多様性への配慮を通じた自然共生に努める。
- ⑦ 大気・水質・化学物質排出など環境保全に関する所在国の法令等を遵守し、また必要に応じて自主基準をもって更なる改善を行う。

5. 人権尊重、安全・衛生

- ① あらゆる非人道的行為を禁止する。
虐待、体罰、各種ハラスメント（嫌がらせ）などのあらゆる非人道的な行為を禁止し、人権を尊重する。
- ② 児童労働を禁止する。
最低就業年齢に満たない児童対象者を雇用せず、また児童の発展を損なうような就労をさせない。
- ③ 強制労働を禁止する。
すべての従業員をその自由意思において雇用し、また従業員に強制的な労働を行わせない。
- ④ 過重労働を禁止する。
法定限度を超えないよう、従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理する。
- ⑤ 適正な賃金の支払いを行う。
従業員に少なくとも法定最低賃金を支払い、また不当な賃金減額を行わない。
- ⑥ あらゆる差別を禁止する。
求人・雇用における差別をなくし、機会均等と処遇における公平の実現に努める。
- ⑦ 労働者の基本的権利を尊重する。
結社の自由と団体交渉の権利等、労働基本権を尊重し、密接な対話を通じて、従業員との良好な関係を構築する。
- ⑧ 労働安全について適切な管理を行う。
就労中に発生する事故や、人体に有害な化学物質、騒音、悪臭などの発生リスクを把握し、安全な職場環境を確保する。
- ⑨ 衛生について従業員のメンタルヘルス他、心身両面にわたる適切な健康管理を行う。関係する法令を遵守し、国や県の進める健康経営認定を取得する。

6. 社会貢献、社会とのコミュニケーション、情報管理・開示

- ① 社会貢献活動を積極的に実施する。
- ② 財務情報等株主に必要な情報を正確に外部へ報告する。
- ③ 品質及び製品の安全性に関わる情報を適時・適切に開示する。
- ④ 機密情報の漏洩防止に関する社内規定を整備し、システム対応を実施する。また、取引を通じて得た機密情報、個人・顧客情報の保護に関する規則等を定め、適切に管理する。
- ⑤ コンピュータウイルスなどのコンピュータ・ネットワークの脅威に対して防御策を講じる。